

めざせ！マナーのいい空気。

かわろう、いま。

あらかわろう

荒川を愛する人たちが、お互いを尊重しあい
安全かつ楽しく過ごせるように、
みんなでマナーを良くしよう。
みんなで、かわろう、あらかわ。

「あらかわろう」を合言葉に、
いまこそ！

▶ 利用ルールを守って、かわろう！

「新・荒川下流河川敷利用ルール」とは？

新・荒川下流河川敷利用ルール（以下「利用ルール」という。）は、誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように、国土交通省荒川下流河川事務所と関係自治体等からなる荒川下流河川敷利用ルール検討部会※により改定され、平成26年3月から運用を開始しています。

※「荒川下流河川敷利用ルール検討部会」は、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団及び荒川下流河川事務所により構成されています。連絡先：荒川下流河川敷利用ルール検討部会（事務局）国土交通省荒川下流河川事務所管理課 03-3902-2379

利用ルールは12項目からなり、「禁止行為」、「危険・迷惑行為」、「マナー」に分類しています。

- ◎ **禁止行為** ————— 「禁止行為」は、その行為自体が法律等で禁止されている行為です。
- ◎ **危険・迷惑行為** ————— 「危険・迷惑行為」は、安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為です。その行為自体は法律等で禁止されているわけではありませんが、その行為を行った結果、他の人に危害を加えたり、河川に損傷を与えたりすることもあります。
- ◎ **マナー** ————— 「マナー」は、他の人から強制されるものではなく、他の人への心遣いや譲り合いの心から生ずるものです。他の人に配慮することにより河川敷道路での衝突事故が回避できるものです。

新・荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

× 禁止行為

法律等で禁止されている行為

① ゴミの不法投棄は禁止です。

▶根拠法律等：

河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条第 4 項、同法第 16 条

② たき火やゴミの焼却は禁止です。

▶根拠法律等：

河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 1 号

③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。

▶根拠法律等：

(ノーリード)

動物の愛護及び管理に関する法律第 7 条第 1 項
東京都動物の愛護及び管理に関する条例第 9 条第 1 号
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第 7 条第 1 号
(フンの放置)
河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条第 4 項、同法第 16 条
東京都動物の愛護及び管理に関する条例第 7 条第 6 号
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第 6 条第 7 号

④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合は除く）。

▶根拠法律等：

河川法第 29 条第 1 項、同法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 3 号

! 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為

① バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。

② バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。

③ ラジコン飛行機(ヘリコプターを含む)は飛ばさない。

④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。

⑤ 22時以降は音の出る花火はしない。

危険行為

迷惑行為

♡ マナー

① 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。

② 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。

③ 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約 30 km 区間です。

▶ 緊急用河川敷道路の目的を理解して、かわろう!

「緊急用河川敷道路」とは？

荒川の河川敷にある道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備された「緊急用河川敷道路」であり、自転車専用の道路ではありません。歩行者やランナー、自転車利用者等様々な河川敷利用者に利用されています。

▶ 自転車事故の怖さを知って、かわろう!

自転車は免許が不要で、気軽に趣味やスポーツ等に活用されますが、あくまで「車両」です。交通ルールやマナーを無視した走行が原因で、交通事故の加害者となった場合には、重い賠償責任が問われることもあります。

自転車事故の賠償例

- ヘッドフォンで音楽を聴きながら、下り坂をノーブレーキで走行してきた自転車が、歩行者と衝突。歩行者には後遺障害が残った。⇒ 賠償額 344万円 (H17. 大阪地裁)
- 傘をさし、片手運転で歩道のない道路の右側を走行中、歩行者に追突。歩行者に肋骨骨折や他の障害を負わせた。⇒ 賠償額 128万円 (H18. 東京地裁)
- 赤信号を無視したスポーツ用自転車が、横断歩道を横断中の歩行者に衝突。歩行者は5日後に脳挫傷で死亡した。⇒ 賠償額4700万円 (H26. 東京地裁)